

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年1月14日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 8件 |
| 国民年金関係 | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500138 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500072 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社 B 工場（現在は、同社 C 工場）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、昭和 46 年 5 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの訂正後の期間に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者の A 社 D 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、昭和 50 年 1 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの訂正後の期間に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 11 日から平成 26 年 5 月 31 日まで A 社に継続して勤務していた。

請求期間①は、A 社 B 工場から同社 D 工場に異動した時期であり、請求期間②は、同社 D 工場から同社 B 工場に異動した時期である。いずれの期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者の雇用保険の被保険者記録並びにA社から提出された社員カード及び立案書（「転勤に関する件」）から判断すると、請求者はA社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社B工場から同社D工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社B工場に係る昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、請求期間①について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された請求者の同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は資格喪失年月日を昭和46年5月31日として届出を行ったことが確認できる。この結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和46年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②については、請求者の雇用保険の被保険者記録並びにA社から提出された社員カード及び立案書（「転勤に関する件」）から判断すると、請求者はA社に継続して勤務し（昭和50年2月1日にA社D工場から同社B工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA社D工場に係る昭和49年12月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間②について、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は当時の資料が無いため不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和50年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日とすることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届けたものと推認される。その結果、社会保険事務所は請求者に係る昭和50年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500139 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500020 号

第 1 結論

昭和 49 年*月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年*月から昭和 54 年 3 月まで

私は、20 歳到達時に学生であったことから、母が私に代わって国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。大学を卒業した昭和 52 年 4 月以降は実家に戻り、母から両親及び私の 3 人分の保険料相当額を預かり、私が A 市役所の支所窓口で毎月、国民年金保険料を納付したことを記憶している。

一緒に納付していた両親の請求期間に係る保険料納付の記録はあるのに、私の当該期間の国民年金の加入及び保険料納付の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録における請求者の記号番号の前後にある被保険者の資格取得日等から、昭和 57 年 5 月下旬から同年 6 月頃までの間に A 市において払い出されたものと推認でき、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行なったと考えられるが、請求者は 20 歳到達時（昭和 49 年*月頃）に請求者の母親が加入手続を行ったと主張しており、加入手続の時期が請求者の主張と異なる。

また、A 市が管理する請求者の国民年金被保険者名簿（CSV データ）には、資格取得日が「昭和 57 年 5 月 25 日」と記録されており、当該取得日はオンライン記録と一致していることから、請求期間は未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料は納付できない。

さらに、請求者が昭和 52 年 4 月以降の国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者の両親の国民年金手帳記号番号は、上記管理簿及びオンライン記録等から昭和 55 年 6 月末頃に A 市において両親連番で払い出されたと推認され、請求期間当時、

両親は国民年金の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、請求者の両親の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、請求期間を含む昭和 55 年 3 月までの加入期間の国民年金保険料は、両親が第 3 回特例納付及び過年度保険料として同年 6 月 30 日にまとめて納付していることが確認でき、請求者が提出した両親の氏名等が記載された昭和 55 年 6 月 30 日付けの領収印がある「納付書・領収証書」（4 枚）には、第 3 回特例納付及び過年度保険料として納付した月数と納付額が符合しており、両親の納付状況は請求者の主張する納付方法と異なる。

その上、改製戸籍の附票から、請求期間のうち昭和 52 年 2 月までは B 市、以後は A 市に住所地があったことが確認できるが、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与したとする請求者の母親は、既に亡くなっていることから、請求期間における加入手続及び保険料納付の状況等を確認することができない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500135 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500021 号

第 1 結論

昭和 45 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年*月から昭和 51 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月、確定申告に市役所に出向いた際、年金課において、国民年金に加入するよう勧誘を受け、請求期間の夫婦二人分の保険料として、年金課の窓口で現金で約 15 万円を納付した。

請求期間の国民年金の納付記録がないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 51 年 3 月頃と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月頃に A 県 B 市で払い出されたと推認でき、請求者の主張する加入手続の時期が異なる。

また、B 市が保管する請求者に係る国民年金被保険者名簿から、請求者に昭和 51 年 11 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号により、請求者は昭和 45 年*月*日、二十歳に遡り、国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、別番号の払出しはなく、請求者が主張する昭和 51 年 3 月頃の加入手続は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間である昭和 45 年*月から昭和 51 年 3 月までの保険料を B 市（年金課）において、昭和 51 年 3 月頃に一括納付したと主張しているが、当該納付時期には、昭和 45 年*月から昭和 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できず、当該納付時期は特例納付の実施期間でもない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄に、請求期間に係る国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、請求期間のうち、昭和 49 年 1 月から

昭和 50 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が直接収納するか、同所が発行する納付書で金融機関において納付することとなるので、B 市（年金課）が保険料を収納するとは考え難い。

その他、請求期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500136 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500022 号

第 1 結論

昭和 43 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年*月から昭和 51 年 3 月まで
昭和 51 年 3 月、確定申告に市役所に出向いた際、年金課において、国民年金に加入するよう勧誘を受け、請求期間の夫婦二人分の保険料として、妻が年金課の窓口で現金で約 15 万円を納付した。
請求期間の国民年金の納付記録がないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 51 年 3 月頃と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月頃に A 県 B 市で払い出されたと推認でき、請求者の主張する加入手続の時期が異なる。

また、B 市が保管する請求者に係る国民年金被保険者名簿から、請求者に昭和 51 年 11 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号により、請求者は昭和 43 年*月*日、二十歳に遡り、国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、別番号の払出しはなく、請求者が主張する昭和 51 年 3 月頃の加入手続は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間である昭和 43 年*月から昭和 51 年 3 月までの保険料を B 市（年金課）において、昭和 51 年 3 月頃に一括納付したと主張しているが、当該納付時期には、昭和 43 年*月から昭和 48 年 12 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できず、当該納付時期は特例納付の実施期間でもない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄に、請求期間に係る国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、請求期間のうち、昭和 49 年 1 月から

昭和 50 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が直接収納するか、同所が発行する納付書で金融機関において納付することとなるので、B 市（年金課）が保険料を収納するとは考え難い。

その他、請求期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500150 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500023 号

第 1 結論

昭和 49 年 7 月から昭和 51 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 7 月から昭和 51 年 2 月まで

昭和 49 年 7 月に A 市役所 B 支所（請求者は C 役場と記憶）の窓口で、国民年金の加入手続（任意）を行い保険料を納付したと記憶しているが、請求期間に係る国民年金の加入記録がないので訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 49 年 7 月に、A 市役所 B 支所（請求者は C 役場と記憶）の窓口で、国民年金の加入手続（任意）を行ったと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月頃に払い出されており、請求者はこの頃に国民年金の加入手続（任意）を行ったものと推認できる。

また、A 市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿には、昭和 51 年 3 月 16 日に任意加入で被保険者資格を取得したことが記録されており、社会保険オンラインシステムによる氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求期間において請求者に別の番号の払出しは確認できず、請求期間は国民年金の未加入期間となり、制度的に請求期間に係る国民年金保険料を納付できない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500132 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500071 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日から昭和 62 年 8 月 31 日まで

私は、請求期間において、A 社の従業員として同社の店舗に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求期間当時、請求者が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「確認できる資料等が無いため、在籍していたかどうかは不明である。」と回答しており、同社の現在の担当者は、「履歴書や社会保険関係書類の保存は 5 年であり、それ以前の書類は廃棄している。当時の経理や社会保険を担当していた者は全て退職している。」と陳述している。このため、請求者の、請求期間における具体的な勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A 社に勤務していた時の同僚として 13 名の名前を挙げているが、請求者が「店長であった。」と陳述している 2 名を含む 3 名についてのみ厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。このことから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったと推認される。

さらに、前述の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 3 名のうち、連絡先の判明した 1 名に照会したところ、同人は、「請求者は覚えているが、具体的な勤務期間は覚えていない。請求者の厚生年金保険の加入状況は知らない。」と陳述している。

加えて、請求期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に、請求者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500140 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500073 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 5 月に A 社に入社し、入社から昭和 53 年 12 月までは、B 社の現場に派遣され、現場監督として働いた。その間は A 社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の同僚の回答から判断すると、請求者は、期間は特定できないものの、請求期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、「関係資料が無く、当時の社会保険事務担当者も既に死亡しており、当時の事情が分からない。」と陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録を確認できる同僚 7 人のうち、連絡先の判明した 3 人に照会したところ、いずれも「厚生年金保険などの事務的なことについては分からない。」旨回答している。

さらに、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格の取得年月日は昭和 53 年 4 月 1 日と記載されており、これは請求者の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得年月日の記録と符合している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500125 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500074 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

A 社が所持する請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表、及び当該一覧表に賞与の支給者として氏名がある同僚から提出された「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書から、請求者は、請求期間に 150 万円の賞与の支払を受け、150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者は、「請求期間に係る賞与支払に関する届出及び保険料の納付については、当社の B 本社の経理・総務担当者に一任していたため、当該期間の厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知らなかった。」旨を陳述しており、A 社の B 本社の経理・総務担当者は、「私が社会保険事務を担当しており、請求期間に係る賞与支払届を届け出でなかった。」と回答している。

しかしながら、A 社の商業登記簿から、請求期間当時、請求者は代表取締役であることが確認できる上、請求者は、賞与支払に関する届出に必要な賃金台帳及び賞与支払データを作成するなどの給与計算に係る事務を自らが行っていたとも陳述していることから、保険料の納付義務に係る事務に関与していたことがうかがえる。

仮に事業主（請求者）が請求期間当時に賞与支払届が届出されていないことを知らなかったとしても、その後、標準賞与額決定通知書をA社が受領していないこと、及び同社に送付される保険料納入告知額に当該賞与に係る保険料が反映されていないことを知り得る立場にあったと考えられ、当該社会保険に係る事務に関与していなかったとは認められない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500126 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500075 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

A 社が所持する請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表、及び当該一覧表に賞与の支給者として氏名がある同僚から提出された「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書から、請求者は、請求期間に 100 万円の賞与の支払を受け、100 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、A 社の商業登記簿から、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できる上、請求者は、「当社の請求期間に係る賞与支払に関する届出及び保険料の納付については、私が担当しており、社会保険事務を代表取締役から一任されていた。」と陳述し、同社の代表取締役も同様の回答をしている。

また、請求者は、「給与事務を担当していた代表取締役から請求期間の役員賞与に係る支払データを受け取ったが、当社の顧問社会保険労務士に当該データを基にした賞与支払届の届出を依頼することを忘れ、当該期間に係る賞与支払届を届け出たなかった。また、標準賞与額決定通知書及び納入告知書は B 本社に送付され、私が管理していた。」と回答している。

これらのことを踏まえると、請求者は、A社の社会保険事務担当者として、請求期間の賞与支払に係る届出及び保険料の納付に関与しており、その後、当該期間に係る標準賞与額決定通知書を同社が受領していないこと、及び同社に送付される保険料納入告知額に当該賞与に係る保険料が反映されていないことを知り得る立場にあったと考えられる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。